

食品リコールの現状に関する整理

2013年8月

消費者委員会 消費者安全専門調査会

目次

	頁
1 . はじめに	1
2 . リコールの考え方	1
3 . 食品リコールの考え方	2
(1) 食品関連法令に基づくリコール	2
(2) 食品関連法令に基づかないリコール	2
4 . 食品リコールの現状 (実態)	3
(1) 食品の不具合や異常に関する情報収集の体制	3
(2) 食品の自主リコールの判断基準の現状	3
(3) 食品リコールの周知方法と回収方法	4
(4) 食品リコールの終了・再発防止	4
5 . 消費者安全専門調査会における分析	5
(1) 食品リコールの特性	5
(2) 食品リコールの現状	5
6 . おわりに	6

1 . はじめに

消費者委員会消費者安全専門調査会は、平成25年1月に「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」についての報告書をまとめた。

報告書は、消費生活用製品の回収措置に関する情報や注意喚起の情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築、事故の未然防止のあり方についてまとめたもので、リコール過程の全般を検討対象とはしていない。また、消費生活用製品に力点を置いており、食品、市販医薬品、自動車、製品以外の設備・施設・役務など全体をカバーするものとはなっていない。

前回の取りまとめに関する審議の後半では、リコール全般にかかる法的整備についての意見も出されており、前提作業として全体の状況を整理しておく必要があった。

そこで、短期間ではあるが、食品分野について関係者ヒアリングを実施し、現状を整理しておくこととした。

2 . リコールの考え方

リコールについては、法律で定められた明確な定義はないが、広義には、危害を最小限にするために必要な是正措置のすべてを指すものと考えられる。

もっとも狭義には、消費者の手元にあるものでの事故の発生を防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことである。

<参考>

消費生活用製品のリコールハンドブック2010（経済産業省）

本ハンドブックにおいて「リコール」とは、広義にとらえ消費生活用製品による事故の発生及び拡大可能性を最小限にするための事業者（製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者）による対応をいいます。具体的には、
製造、流通及び販売の停止 / 流通及び販売段階からの回収
消費者に対するリスクについての適切な情報提供
類似事故未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起
消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り
を実施することをいいます。

（消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法（JIS S 0104）

リコールとは、次の事項を実施することをいう。

- ・類似事故未然防止のために必要な使用上の注意などの情報提供を含む消費者への注意喚起
- ・消費者の保有する製品の回収、交換、改修（点検・修理など）又は引取り
- ・流通及び販売段階からの回収

消費者製品リコールに関する供給者向けガイドライン ISO10393（2013年4月発行）

「リコール」は、実際に製品を回収するリコールに加えて、部品交換や修理、更に返金や消費者への告知などのその他の対応も含まれると定義。

3 . 食品リコールの考え方

食品のリコールには、食品関連法令に基づくりコールと法令に基づかないリコール（事業者による自主リコール）がある。

（１）食品関連法令に基づくりコール【参考資料２】

食品の衛生、安全については食品衛生法が規定している。食品衛生法第 54 条には廃棄命令等の規定として、「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 9 条...に違反した場合においては、...その食品...を廃棄させ、又はその他...食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と定めている。

食品の表示に関しては主に J A S 法、食品衛生法で規定しているが、表示違反において回収命令の規定はない。（J A S 法は、違反表示について改善命令、指示などの行政処分等が実施できる。）

厚生労働省ホームページ「食品衛生法に違反する食品の回収情報」に輸入食品の回収事例が掲載されており、その数は、2013 年 1 月から 2013 年 8 月まで 21 件である。

なお、食品表示法（平成 25 年 6 月成立・公布。2 年以内に施行）においては、第 6 条第 8 項で、表示基準違反で生命又は身体に対する被害が発生するような危険がある場合は、消費者庁において回収その他必要な措置をとるべき命令、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべき命令を発しうるものとしている。

なお、食品関連法令は、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等に所管があり、法執行の主体としては地方自治体の保健所や農政局と多くの関係機関が存在する。

（２）食品関連法令に基づかないリコール

食品衛生法等関連法令に違反、若しくはそのおそれがある場合や、健康に悪影響を及ぼすおそれがある場合、さらには、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性の観点から、製造事業者等は自らの判断で、自主的に消費者からその食品等を回収したり、返金等をしたりが行われている。

農林水産消費安全技術センター（F A M I C）によると、平成 2 4 年度の食品自主回収件数は 9 2 0 件、その内訳は、「表示不適切」が過半数あるものの、「品質不良」や「異物混入」がそれぞれ 1 割弱あり、「規格基準不適合」も 2 割弱となっている。【参考資料

4】

都府県、市によっては、自治体による自主回収報告制度【参考資料 5】が条例で制定されており、自主リコールを行う事業者は、この制度に沿って必要な情報を自治体へ報告し、消費者に公開している。

4．食品リコールの現状（実態）

（１）食品の不具合や異常に関する情報収集の体制

食品リコールを実施する端緒となる不具合情報は、どのように入ってくるか、ヒアリング等により情報の流れを確認した。

事業者の場合、設置しているお客様窓口等に消費者から直接入ってくる場合や、消費者から申し出を受けた販売・流通事業者からの情報提供がある。

行政の場合、食品衛生法に基づき保健所の監視員が収去検査などを行い、違反を確認した場合、関係省庁へ通知される。また、農政局のＪＡＳ法に基づくモニタリング調査・分析によるものがある。

また、健康危害が発生した事例は、消費者本人もしくは医療機関から直接保健所へ入ってくる。

輸用品では、検疫所におけるモニタリング検査も実施している。

（２）食品の自主リコールの判断基準の現状

食品の自主リコール実施を判断する要素としては、標準的な判断基準はなく、各々の要素について検討し、案件毎に判断されているのが現状である。

健康危害の程度

- 1)不衛生等で食中毒等重篤な健康危害が発生するおそれのある食品は回収される。
- 2)アレルゲンの表示漏れは、アレルギー体質の消費者にとっては、重篤な健康危害があるため、迅速な情報周知と回収がされている。

法令への抵触性

- 1)農薬の残留基準値、食品添加物の使用基準値を超えた場合、直ちに健康危害がなくとも法令違反であるため回収している。
- 2)誤って消費・賞味期限を本来の日付よりも長く記載してしまった場合や、期限を存在しない日付を記載してしまった場合は、製品そのものの安全性が確保されていても法令違反であるため回収している。

原材料/原産地の誤表記や原材料の重量割合による記載順序ミス等による回収もある。

- 3)異物混入が確認できたものは、法令違反がない場合でも回収している。

発生件数、発生時の態様

同一ロット内での異常の申し出の数や発生率、発生しているロットの範囲の情報を基に判断している。また、不具合が顕著化した時期と消費・賞味期限との関係、保管倉庫や店頭での在庫量もリコール実施の判断に影響する。

社会的影響

上記の他に、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性も判断要素とするケースもある。

(3) 食品リコールの周知方法と回収方法

食品リコールは、前述のとおり、食中毒等の重篤な健康危害が発生するものや、軽微な印刷ミスによるものまで幅広い理由で行われている。また、対応方法もさまざまで、返金、代替品提供などの対応が主になされている。

リコール実施主体である事業者が行う消費者への告知方法は、社告（新聞社告）、記者会見、自社ホームページ掲載、店頭でのPOP告知等がある。また、自治体による自主回収報告制度を利用し、自治体や厚生労働省のホームページ、消費者庁のリコール情報サイト等からも情報を周知させている。

食品衛生法の残留基準値以上の農薬が検出された食品の自主回収の事例では、社告、店頭告知や自社ホームページ等による情報周知を行ったものの、回収率にはバラツキがあり、健康被害がないものは回収率が低い。【参考資料6】

消費者団体が食品の自主回収について、健康危害の有無、法令違反の有無の二つを軸に調べたところ、健康危害のないものでも回収されているものも多く含まれ、さらに健康被害も法令違反もない場合でも、事業者が回収をする事例もあった。【参考資料7】

(4) 食品リコールの終了・再発防止

終了時期

食品リコールの終了時期は、一般的には消費・賞味期限を目安としているのが現状である。

自治体の自主回収報告制度の場合は、自治体によっては、自治体への終了報告の際、回収率や打ち切る理由など届け出を求めているところもある。

再発防止に向けた取り組み

再発防止に向けた取り組みについては、行政（食品衛生法）による回収命令の場合は、命令後には、保健所による立ち入り検査が追加実施され、必要があれば改善命令が出される。

また、自治体の自主回収報告制度では、報告書に「再発防止のために講じた措置等」を記載することになっており、再発防止に重点を置いている。（必須記入項目としてない自治体もある）。

5 . 消費者安全専門調査会における分析

食品リコールの現状調査内容を踏まえ、以下のとおり課題を整理した。

(1) 食品リコールの特性

- ・健康危害を引き起こすおそれがあることから、その回収には迅速性と徹底性が要求される。
- ・食品は短期で消費されてしまうものが多いため、回収の周知から終了判断に要する時間はおおむね短い。
- ・健康危害の現れ方は、個人の体質や体調、感受性の違いにより、影響の程度が一定ではないことから、原因の特定が難しい。
- ・とりわけ、アレルギーの健康危害は、重篤であるのでアレルギー対応には万全の体制が必要である。
- ・製造段階だけでなく、流通、販売、家庭それぞれの段階での原因によるリコールが発生しうるため、個別判断・対応が多い。
- ・消費生活用製品のリコールとの共通性でいえば、消費者への情報周知が課題である。

(2) 食品リコールの現状

- ・食品の不具合や異常に関する情報を一元的に管理している機関の存在は、確認できなかった。
- ・リコールには多大なコストもかかることから、小規模、零細事業者には負担が大きい。したがって自主リコールは、企業によって対応にバラツキが生じている恐れもある。
- ・また、自主リコールの場合は、事業者から相談を受けた行政の対応も統一的なものになっているか不明な点もある。
- ・食品の特性から、事故との因果関係の特定に時間を要したりするので、リコールの充実だけで、消費者を事故から十分に守ることは難しい。
- ・健康危害の原因を究明し、再発防止につなげるには、個別の事案の再発防止だけでなく、情報収集体制やリコール実施体制、H A C C P の仕組みの導入等が有効という指摘もあった。

なお、食品の安全を実現するためには、食品リコールだけに頼るのではなく、これらの製造事業者の生産時、出荷前の安全対策の他、流通・消費段階での安全対策と総合的に取り組むことが有効であると考える。

6 . おわりに

リコールの定義は、狭義には、消費者の手元にあるものでの事故の発生を未然に防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことであり、消費生活用製品、食品、市販医薬品、自動車、消費生活用製品以外の設備・施設・役務など全体を対象とするものである。

本調査会では、平成25年1月にとりまとめた「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」報告書において、「消費生活用製品」のリコール情報の発信、事故の未然防止の在り方等に力点をおいていたことから、食品分野についてもヒアリングを中心に現状調査を実施することとした。

その結果、食品は、比較的短期間（消費・賞味期限内）に消費されてしまうことや、個体差（体質や体調等）があるため事故との因果関係の特定に時間を要したりする等の特殊性を踏まえ、事故の拡大防止・未然防止を図るより効果的なリコールのあり方について、以下の検討が必要と考えられる。

- ・ 事故情報・不具合情報の一元的収集体制の整備。
- ・ 健康危害の度合いによるリコールの判断基準、実施方法、実施主体等の明確化と迅速性の確保。
- ・ 食品表示法に、安全性に重要な影響を及ぼす場合には回収命令の規定が入ったことを受け、施行令（政令）、府令、ガイドライン等における回収規定の整備の必要性。

なお、調査の過程において、食品は重大事故がいったん発生してしまうと、リコールだけでは、上記の食品の特殊性から、消費者を食品事故から十分に守ることが難しいことが考えられることから、再発防止も含めた「食の安全」という観点からの総合的な取り組みの強化が必要であると考えられる。

また、リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際規格の策定、法令運用の改善などのリコールの効果を上げる方法の検討、さらに、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係る課題についても、引き続き検討することを要望する。

以上

參考資料

目次

	頁
【参考資料1】食品リコールに関するヒアリング内容の整理及び委員の意見	1
【参考資料2】食品関連の主な法令とリコールに関する記載内容	13
【参考資料3】消費者庁食品表示課 説明資料 (第22回消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))	22
【参考資料4】消費者安全専門調査会の今後の進め方について (第22回消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))	23
【参考資料5】自治体による食品の自主回収報告制度の整理	25
【参考資料6】第24回消費者安全専門調査会における質問事項について (第25回消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))	26
【参考資料7】食のリコールガイドラインの提案 (第23回消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))	27
【参考資料8】消費者安全専門調査会 審議経過	28
【参考資料9】消費者安全専門調査会 委員名簿	29

【参考資料1】食品リコールに関するヒアリング内容の整理及び委員の意見

平成25年8月22日
消費者委員会事務局

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
●食品関連法令に基づくリコール					
1	現状の法制度	厚生労働省	食品衛生法第54条で廃棄命令等の規定がある。「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条…に違反した場合には、…その食品…を廃棄させ、又はその他…食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と規定されている。		
2		厚生労働省	食品衛生法は、国内に流通する食品が対象であり、都道府県知事、中核市、保健所設置市まで権限がおりており、知事、市長が命令をすることができる規定になっている。		
3		消費者庁	食品表示に関しては、「回収」命令の規定が、現行ではない。(食品表示法においては、表示基準違反で被害が発生するような危険がある場合は、回収命令がかけられる)		
4		委員発言		食品に関する法律は、JAS法だと品質、食品衛生法だと健康被害、景品表示法は表示と様々であり、法律が別々なので、リコール基本法のようなものをつくって、それにあてはめていくべき。	第23回
5		消費者庁	食品表示法では、アレルギー表示の欠落があった場合は、すべからず回収命令がかかるわけではなく、重篤な健康危害の事故がどの程度起こっているか、含まれている量などを含めて検討している。	回収や指示の判断基準は、かなりケースバイケースである。もし可能であれば、判断する要素(例えば、期限表示の間違いと不具合が分かった時期の関係、販売した量に対してどの程度残っているか表示内容の間違いである場合は、産地表示の場合とアレルギーの場合、それらが、主要原料なのかどうか)を整理してはどうか。	第22回
6		東京都福祉保健局	食品衛生法により法に違反する食品の廃棄処分や危害除去命令が法律の条文上、規定されている。具体的な処分の手続きは、東京都の場合、東京都食品衛生関係不利益処分取扱要領で規定している。		
7		群馬県健康福祉部	食中毒にかかわるものは、厚生労働省が食中毒処理要領を示しており、これを基に群馬県では食中毒対策要綱を定めている。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
8		委員発言	都道府県でそれぞれ食品衛生法の県の条例をつくる。それに沿った形で処分を出すことになるので、回収命令は、法律、条例に基づいて命令はかける。		第23回
●食品関連法令に基づかないリコール					
9	自主回収実施の判断基準は	東京都福祉保健局	自主回収判断は、事業者のコンプライアンスにかかる部分もあるので事業者の判断に任せている。		
10		群馬県健康福祉部	食品製造者等が食品衛生法違反などに気付き、自主的に流通した食品の回収を行う。自主回収を行う旨の報告を行政(保健所)に行うと共に、消費者に積極的な情報提供を行うため、群馬県においても「食品等自主回収報告制度」がある。		
●食品リコールの情報収集体制					
11		群馬県健康福祉部	収去検査で違反品が発見、また検査によらず、食中毒など健康被害が発生した場合、不良食品の探知が行われたことになる。これを発端にして、食品の製造所が県内になる場合には、群馬県の保健所が現地に参り立ち入りの検査をし、原因を特定した後に、回収命令や廃棄命令、または営業停止等の行政処分が行われている。		
12		群馬県健康福祉部	加工食品での回収命令を行う場合は、保健所長から命令をかける。これは、回収状況や回収結果について、製造者に保健所長が報告を求め、確実に行われるように行政が関与している。		
13		群馬県健康福祉部	県民の方から保健所等へ申し出がある場合が一番多く、医療機関からの通報ももちろんあるが、器量期間からは、ある程度複数の患者が発生した場合に通報する形になるので、県民の方からの申し出が多いと思う。		
14		流通事業者	コールセンターを設けており、そこへ情報が入り、データベース化することで、関連部門が確認することができるようになっている。プライベートブランドであれば、社内関連部門で協議し、ナショナルブランドであれば、メーカーへ確認することになっている。		
●食品リコールの判断基準					
15		厚生労働省	回収命令は、食品衛生法第54条に規定される違反があった場合		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
16		東京都福祉保健局	自主回収は事業者判断。 東京都としては、食品による健康への悪影響を未然に防止する目的に自主回収報告を義務付けているのは、食品衛生法に違反している場合、食品衛生法に必ずしも違反してなくても健康への悪影響のおそれが考えられる場合。判断を押し付けるものではない。		
17		群馬県健康福祉部	回収命令は、食品衛生法の違反の形態がさまざま、その公衆衛生に与える影響の大きさも大小さまざまなので、目的裁量の余地があるのが実情である。群馬県では、7つのチェックリストを掲げ、優れた目的裁量を行う努力をしている。		
18		流通事業者	プライベートブランド商品の場合は、1ロット3コ以上の情報があれば検証に入る。 また、経済産業省が出している「リスクアセスメントハンドブック」のR-Mapのような形を使い、お客様に与える「危害の程度」・「その被害の拡大性」の2軸、そして、コンプライアンスあるいは社会性といった問題を回収の判断として用いている。	情報がお客様相談センターに入ってから、判断するまでの時間をいかに短くできるかが食品の課題ではないか。 工業製品に比べて因果関係が見つけにくいように思う。	第24回
19	消費者団体が考える判断基準についての提案	消費者団体	回収の判断主体者は事業者とする。判断部分の明確化、どういう判断材料でそれを判断したのかを事前に決めておく。あるいは、情報が的確に上がってくる仕組みをつくっておく必要がある。そして、「事業者としてブレない判断」も提案している。現在、事業者の業界基準はあるが、場合によっては消費者の無理な要求や、社会のあつれきで回収せざるを得ないこともあり、判断が変わってくることもある。 消費者の要求に沿うことがかえって消費者のためにならないことも実際にはあるので、ぶれない判断をしてほしい。	判断基準はグレーゾーンの部分があるので、非常に難しいと思う。「事業者全体で統一された判断基準が必要である」との提案、確かにそのとおりだが、実際にこういう判断基準のとりまとめにあたっては、事業者そのものでまとめるのは難しいという話をされた。やはり、ここに行政が何らかの形でかかわれる根拠のようなものも必要になってくるのではないか。	第23回
20		委員発言		自主リコールの判断は基本的には事業者が行うことになるが、その基準がばらついて消費者の信頼を損なうことのないよう、消費者団体が提案したような業界統一基準をまとめることが求められる。その取りまとめは業界のみでは合意が難しい事情もあるため行政が関与し、消費者の意見も汲んだものとするのが望ましい。	
●食品リコールの実施					
21		流通事業者	自主回収を開始する場合、所轄の行政機関に届出をする必要がある。その際、数量がいくつで場所はどこでなどの情報が必要。直ちに届けるのではなく、確認した中で届けるため、若干のタイムラグは発生する。ただ、店頭においては直ちに撤去を行う。そのため、回収と店頭撤去で若干ずれることはある。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
22		流通事業者	食中毒を起こす等、致命的であったり、大きな問題が発生した場合は、通常の管理ではなく、全く違ったところで、リスクマネジメント規定の中で書いているが、直ちに組織を立ち上げて対応する。		
23		群馬県健康福祉部	ロット番号はわかるものと、わからないものがある。 分からない食品の回収については、例えば賞味期限が何月何日のものということで、賞味期限を打った日にちを一つのロットと考える。	製品だったら必ず製品番号がわかるところに書いているが、加工食品は、どんなものでも消費者はロット番号がわかるようになっているか。	第23回
24		委員発言		法令違反が軽微なものまで自主回収するのは自主回収しても体力があるような大手の対応ではないか。零細事業者の実態はどうなっているのか現状を把握するべき。	
25	事業者・流通事業者などの協力体制は	流通事業者	ナショナルブランドに関しては、メーカーから協力要請があれば、店頭へのPOPでの告知や、回収の手伝い(問屋への返品)を行っている。 明らかに健康被害を及ぼすような商品の場合は、被害の拡大を防ぐ観点からいったん店頭から撤去した上で、メーカーの対応を待つ。		
26		群馬県健康福祉部	全国食品安全自治ネットワークを平成14年から群馬県が事務局となって運営を行っている。食品は県境を越えて広域に流通しているので、一つの地域で発生した課題はやはり全国共通の課題となる。		第23回
27	消費者への情報周知はどうなっているか	東京都福祉保健局	事業者による社告、ホームページ掲載および行政ホームページへの掲載		
28		流通事業者	プライベートブランドでの告知方法は、社告、記者会見、ホームページがある、また、直ちに行える店頭での告知もある。 社告は、2紙以上、対象エリアで70%以上のシェアを持つ形でらせる。また、ホームページに公開した場合は、関係行政機関に連絡する。そして、アレルギー事故の場合、アレルギーのNPOの協力を得て、そのホームページに掲載させていただく対応も行っている。		
29	ホームページ	厚生労働省	食品衛生法に違反する食品の回収情報を厚生労働省のホームページでも紹介している。当然、都道府県知事等が回収等の命令をした場合には、それぞれの自治体で公表されるが、それらを厚生労働省にもお知らせをいただいて、紹介している。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
30		東京都福祉保健局	条例に基づく都独自の制度として自主回収の報告制度がある。 (平成16年11月施行) これは食品の生産者や製造者等が健康への悪影響を未然に防止する観点から食品等を自主回収する場合に都への報告を義務付ける制度で、報告された内容を東京都のホームページに掲載し、都民への情報提供を実施している。	東京都の自主回収報告制度は、とても良いものだと思っている。ぜひこれは消費者庁にやっていただきたい制度と思っている。	第22回
31		群馬県健康福祉部	回収命令がかけられた場合の情報提供については、回収命令が行われると、報道機関への資料提供と県ホームページに掲載するとともに、当該品が流通している流通先の自治体に情報の送付を行っている。(県へのホームページ掲載は無料)		
32		東京都福祉保健局	自主回収報告制度は、東京都以外では約30の自治体が制度をつくっている。		
33		消費者庁消費者安全課	リコール情報サイトには、「重要なお知らせ」欄に、リコール品でありながら重大事故を起こしたらトップに表示されるような形でお知らせしている。 食品の場合、賞味期限が違う中でいつまで情報を載せておくかは考えたいと思っている。	リコール情報を1年なり振り返ってみて、どんなリコールが多かったか、原因はどうだったか、再発があったかなどをレビューすることは、再発防止や事故の未然防止に役立つのではないか。	第24回
34		委員発言		リコール情報サイトにアーカイブ機能を持たせると、今1800件ぐらいの情報が、継続すると何万件にも増えていく。それで、分析や検索に活用できるようなことも考えてもよいのではないか。	第24回
35		委員発言		原材料の順番を間違えた、期限表示を間違えたという自主回収は多い。では、なぜ間違いが多いのか、間違えるべきではないということを消費者庁からメーカーへ伝えていただきたい。	第24回
36		委員発言		消費者庁のリコール情報サイトは、回収の告知機能が主だが、回収率や原因究明の結果、再発防止策などについて情報を収集し、類似の事故や重大事故の発生防止、安全性確保につなげるのが良い。	
37		消費者庁消費者安全課	リコールメールサービスの登録が出来るしくみがある。その中には、高齢者と子どもに分けて情報も整理されており、メールの配信も分かれている。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
38	リコール社告	農林水産省消費・安全局	新聞へのリコール社告を出す際に、より消費者にとって分かりやすいものとして伝え被害の未然防止に資するため、リコール社告JISを参考に、食品リコールにおける記載例を作成し、4月に農林水産省のホームページに掲載するとともに、関係部局を通して食品事業者団体に周知している。 ただし、社告は自主性が大きいいため、参考としての記載例となり、最終的に採用するかどうかは、企業の判断となる。	シンプルに同じ内容を伝えれば、半分から3分の2でこの内容が伝わり、同じスペースで大きな文字になるから、もっとアピールできるのではないかと。見直しが行われるのであれば、そういう観点から見てはどうか。	第25回
39		農林水産省消費・安全局	リコール社告で特に注意してほしいところには、記載例に吹き出しをつけている。 ・一般の社告と区別をつけるためにリコール社告と表記する ・消費者にどの製造業者の何の製品についてリコールなのかをまず気づいてもらうために、どの食品をリコールするのかタイトルに入れる(会社名も入れる) ・回収(または交換等)する旨をタイトルに入れる ・特に危険性(健康被害)がある場合には、その旨を明示する ・事故の概況、どのような危険があるのか、ある場合、喫食の中止を呼びかける ・どの商品かを速やかに特定するために、できるだけイラスト等を記載する ・複数の連絡先を記載する		
40		農林水産省消費・安全局	食品事業者が食品の回収等の事態が発生した場合、リコール社告の記載例を活用していただき、消費者にとってわかりやすい社告を発出してもらい、円滑な回収と消費者被害の未然防止につなげ、一方で、事業者にとってその対応が消費者から評価を受け、事業者の健全な発展にもつながったらよいと考える。		
41		委員発言		新聞社告の場合、表現の方法はほとんど広告代理店で行っているのではないかと。このような形の表現をなるべく使ってほしいというような大手の広告代理店筋への要請は有効だと思う。	第25回
42		委員発言		農水省として通知を出してから3年も経っているため、記載例に沿ってやってくださいと、もう少し監督官庁して指導すべきではないかと思う。 いわゆる日用品の場合もほとんどが自主回収だが、きちんと自主社告ができている一方、なぜ食品だとできないのか。	第25回

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
43		委員発言		リコール社告JISをなぜ守られていないのかという点をきちんと議論する必要がある。 社告を含め、いろいろなルートで伝えることが大事であり、ルートに合った伝え方があると思う。その辺りも含めた議論が必要である。	第25回
44		委員発言		色々な事業者にきちんとしたリコール社告を出してもらうためには、もう少しパターンを分けたような文例の指導などができないか。 消費者に冷静な対応を求めるために「健康被害の恐れはございません」と入れるのは、事業者の社告への対応を誤った方向へ引っ張ることもあるので、慎重な対応ができないか。	第25回
45		委員発言		社告で一体どうしたいのか、レベルによって、知らせる緊急度、内容の深さが変わってくる。1つのパターンで全部を含めようとすると、当てはまらないものが出てくるため、知らせる内容の重要性、何を伝えるかを整理したほうが、標準的なスタイルが決めやすいのではないか。	第25回
46		委員発言		本当に危険な事案なのか、それとも自主回収に任せるのかで話が違う。命令権限があって命令できるけれども、企業のほうが自主回収する場合は、リコール社告はこのようにしてくださいと指導をして、本当に危機感のあふれたものにしてもらう、危険性が大きくない自主回収であれば、企業文化にのっとって行う、区別をしておかないと、ただ書けと言っても状況は変わらないように思う。 しかし、本当に危険な回収の場合に命令権限が農水省にないということが根本的問題である。	第25回
47	広報のあり方はどうあるべきか	東京都福祉保健局	東京都の条例では、「緊急性を考慮して報道機関への発表を行う場合もある」と記載している。食中毒に結びつくのではないかとか、危害が大きく広がるのではないかとか、緊急性があるという判断の場合は、記者会見を開いてプレス発表を行うこともある。		
48		東京都福祉保健局	社告には、コストが大きくかかる。大手メーカーだと各メディアに大きな記事を載せることはできても、零細企業ではとてもできないし、自ら公表するのはなかなか難しい。そういった点をカバーする制度としても自主回収報告制度は利用してもらえるのではないか。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
49	消費者団体が考えるリコール対応の提案	消費者団体	1. リコール:何か問題があったときに、商品による影響を最小限にするための必要な是正処置 2. 回収:消費者の手元から回収すること 3. 新規販売停止:消費者の手元からの回収というのは必要ないが、何らかの法令違反や問題があって、新規に売ってはいけないもの。		
50		消費者団体	残留農薬や抗生物質等の基準違反でADI(1日摂取許容量)との関係で、それを超えるのは法令違反だが、必ずしも健康被害ではないもの。あるいは、毛髪、紙、ビニール等の混入ミスで法令等の問題はあがるが、健康被害がないもの等何でも回収している。回収の判断基準は健康被害の可能性があるかどうかとすべきで、その他の付随する問題は、別の解決方法を取るべき課題ではないかと考えている。 (法令違反だが、健康被害がなければ回収する必要はない。だが、法令違反についての責任は別の形をとるべき)	事業者としては、物をつくるときに法律というのは非常に重要で、それをクリアしないものを出すことは事業者側の良心にとがめる。やはり法律違反はリコール対象だと思う。そうでないと、何を基準にもものをつくっていかかわらなくなる。健康に影響しないならば、法律を改正する方に動くべきであって、その法律が生きている間は、法律違反もリコール対象にすべき。	第23回
51		委員発言		残留農薬や食品添加物の基準値を超え、法令違反ではあるが、健康危害のおそれはかなり低い場合、どう判断するか。基準値の設定根拠である健康影響評価において、人が一生涯摂取し続けても健康に影響がない量(ADI)が設定され、基準値は、ADIよりもはるかに少ない量で設定されている。 リスク管理に用いる基準値を回収の必要性の判断に用いるかどうか。回収以外の選択肢はないのか。	
52		委員発言		表示ミスに代表されるように、法令違反ではあるが健康危害がないことが明らかなケースについて、回収という選択肢以外にないのか。内容物に問題がない(食べても問題がない)食品を廃棄することについて、検討の余地はないのか。	
53		委員発言		アレルギーの表示漏れは、法令違反ではあるが、アレルギーを持たない人にとっては、明らかに健康危害のおそれはないため、対象製品すべてを回収するという方法ではなく、健康危害のおそれがある人のみ対応するという方法もあるのではないかと。むしろ、その情報を必要とする人に適切に伝えることの方が重要。	

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
54		委員発言		誤って消費・賞味期限を本来の日にちよりも短く記載してしまった場合や存在しない日にちを記載してしまった場合、是正は必要だが、正しい日にちを伝えれば済むこと。消費者が希望する場合のみ交換対応で良いのではないか。	
55	リコール実施に関する意見	委員発言		食品は消費するまでの期間が短いことが多いため、リコールを実施する場合は、迅速性を最大限重視すべきである。そのためには、製造者から販売店までのトレースを確実に進めるようにしておくことが重要ではないか。	第25回
56		委員発言		自主回収が実施されたのであれば、その周知方法を含めて、回収プロセスの妥当性を評価すべき。社告を出して回収すれば良いというのでは安全性の確保はできない。	
57		委員発言		食品の特性ゆえに、ガイドライン等で迅速性確保の手順を綿密に確認することを推奨しておく必要があるのではないか。	
58		委員発言		自主リコールの場合でも迅速なリコール実施を行政が促せる根拠を法的に整備しておく必要があるのではないか。	
●食品リコールの終了・再発防止					
59	回収率の考え方はどうなっているか	消費者庁	消費期限が過ぎると直ちに存在しないものとみなして100%措置とするのではなく、具体的な危険を加味しながら考えていくべき。		
60		東京都福祉保健局	販売伝票と返品伝票等にて確認する。ただ、消費されてしまったものは、やむを得ないものなので、そこが基本的な判断になる。ただし、明確にわからないケースも実際にはある。		
61		群馬県健康福祉部	自主回収では、着手報告と終了報告の2つをもらう形になっている。終了報告の場合は、何でここで打ち切るのか、幾つ回収して、もう市場には残っていないことを確認できたという根拠を製造者へ確認し終了させている。		
62		流通事業者	チョコレートケーキへの落花生アレルギーの微混入の事例では、260万個の対象に対し、57万個の回収(回収率22%)であったり、ウーロン茶への残留農薬検出(健康危害なし)は、150万個に対し、3.4万個(回収率2.3%)の例もある。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
63		委員発言		販売量と回収量は確実に把握させるべきである。	
64		委員発言		東京都が実施しているような、返品伝票等の資料による確認をガイドライン等で推奨することが望ましい。	
65	回収済み品の処分確認	東京都福祉保健局	廃棄の確認については、産廃事業者へ廃棄をお願いして、マニフェスト、いわゆる処理証明をつけて確認している。昔は、現場まで行って、それを焼却されるところまで監視員が立ち会っていた。		
66		群馬県健康福祉部	回収命令の場合、ゴミ処分場に投げ込むところまで確認するケースもあるが、廃棄命令までは出さない。		
67		流通事業者	流通のルートが冷蔵や冷凍の場合、回収される際には、必ずしも温度帯が守られていないので、当然廃棄を行う。		
68	再発防止に向けた取り組み	東京都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生による行政処分の場合、改善命令後、年12回の立ち入り検査を実施 ・自主回収制度には、自主回収終了報告書の中に再発防止のために講じた措置の記載箇所がある(但し、必須記入項目ではない) 		
69		委員発言		事業者の規模や回収の理由によって、再発防止策のレベルが違うのではないかと科学的・疫学的な原因究明は、どこまでやったら終了と考えられるのか。	
70		委員発言		回収は不具合に対する処置の手段の1つにすぎない。最も大事なことは、原因究明と再発防止の対策であることを事業者、流通、消費者、行政が認識すべき。	
71		委員発言		食品リコールの原因はフードチェーンの中の様々な工程で起こるため、原因分析は個別に行って教訓化し、事例として蓄積する必要がある。	

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
●その他・全般的な意見					
72	法令整備	委員発言		自主回収のところで、積極的に取り組む事業者とそうでない事業者の格差が目立ってきている。したがって、何らかの法的な裏付けをもってきちんと自主回収をしていただく場合とそうでない(拘束義務的回収の場合、そういった区分を法的な裏付けでもって整理してほしい。	第23回
73		委員発言		食品業界において、流通事業者のリコール関連責任は明確になっていないようである。工業製品では、消費生活用製品安全法で製品事故が発生した場合という限定付きながら関連情報を消費者に提供する努力義務規定を置いているが、ルール化は一般的ではなく、リコール関連法にばらつきがあるのが現状ではないか。食品を含むリコール一般の在り方について法的整備を検討すべき段階にきていると考える。	
74		委員発言		回収は健康被害だけであって、財産被害が何も入っていない。それをどうするかということも考えた方がいい。	第23回
75		委員発言		ヒアリングをおこなって工業製品と食品についてはかなり共通点が多い。以前議論した、リコール基本法を含む法的整備の問題は、今後の課題として専門調査会の報告書にも記載されているので、何らかの形で機会をつくっていただけるものと強く期待する。	第23回
76		委員発言		食品と製品というのは大きな部分かもしれないが、サービスも出てきているし、施設、遊具、公園、いろいろなものが出てきているので、この辺りを外すのではなく、一緒に入れて一元的にした方が効率的と思う。	第23回
77		消費者安全課	リコール基本法は、さまざまな形でのリコール、自主回収もある中で、一定の形を定めることが可能か、法律の形をとるのが最適か非常に難しい議論があると思う。 法律として定めるのであれば、一定の法律事項がなければならない、法律事項のない法律は制定できないというのが、議員立法であれ、内閣提出法案であれ、どちらも共通のもの。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
78		委員発言		食品のリコールは対象事象が様々であり、重篤な健康被害があつて緊急性を要するものか、本当にリコールを出さないといけないものか、事象により検討すべき課題や問題点が違うと思う。	
79		委員発言		食品には消費期限、賞味期限があり、もたもたしていると、リコールを開始した時には、商品の大半が市場から消えていることになる。したがって、食品の安全、消費者の安全を実現するためには、食品の製造段階での安全対策、出荷前の安全検査、流通段階での保管の指導に力点を置くべきであり、リコールに頼ろうとするのは危うい考える。	
80		委員発言		製造段階だけでなく、輸送・保管・販売それぞれの段階での原因によるリコールが発生しうるため、リコールの判断主体と実施主体、リコールの対象範囲設定などが区々で、個別判断・対応が多い。したがって、「統一的な判断基準」の策定は非常に困難と思われる。	
81		委員発言		ISO10393のリコールガイドラインでは、リコールに責任を持つ主体はサプライヤー(サプライチェーン内のすべての企業)となっている。サプライヤーとサプライチェーンの存在をどう考えるかをよく議論したほうがいいのか。	第25回

【参考資料2】 食品関連の主な法令とリコール(回収等)に関する記載内容

平成25年8月22日
消費者委員会事務局

■理念法・一般法

所管	法令	法令の概要		リコール(回収)に関連する規定	参考
			下位規範等		
消費者庁	消費者基本法	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。		(安全の確保) 第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。	
消費者庁	食品安全基本法	食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務および役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。		(食品関連事業者の責務) 第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(中略)又は器具(中略)若しくは容器包装(中略)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(中略)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、 <u>食の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</u>	
			【閣議決定】 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項	第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定(法第12条関係) (4)消費者庁は、 <u>食品に起因する消費者事故について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合であるかを否かを迅速に確定し、他の法律の規定に基づく措置がない場合にあっては、消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づく勧告及び命令等を行うことにより対応する。</u>	
消費者庁	消費者安全法	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。		(事業者に対する勧告及び命令) 第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(中略)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(中略)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、 <u>必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u> 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、 <u>その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u> (罰則) 第五十一条 第四十条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	要件の定め： 消費者安全法施行令第5条

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要		リコール(回収)に関する規定	参考
			下位規範等		
厚生労働省	食品衛生法	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって、国民の健康の保護を図ることを目的とする。		(食品等事業者の責務) 第三条(略) 3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。	
				(廃棄処分・危害除去命令) 第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条若しくは第十八条第二項の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。	第11条第3項 →農業取締法、飼料安全法、薬事法を引用
				(罰則) 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 三 第五十四条第一項(中略)の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事(中略)の命令若しくは第五十四条第二項(中略)の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者(中略)又は第五十五条(中略)の規定による処分に違反して営業を行つた者 第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。 一 第七十一条又は第七十二条(略) 一億円以下の罰金刑	
				(有毒・有害物質の混入防止措置等に関する基準) 第五十条 (略) 2 都道府県は、営業(中略)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。 3 営業者(中略)は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。	
		食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)	10 回収・廃棄 (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する保健所等への報告等の手順を定めること。 (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。 (3) 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。 (4) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。	食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県、指定都市および中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合のガイドライン	

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関連する規定	参考
農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	<p>(改善命令等)</p> <p>第十九条の二 農林水産大臣は、第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。)、同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。)<u>若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。)</u>の行う同条第一項から第三項までの規定による格付(中略)、第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。)<u>の行う同項の規定による格付の表示又は第十五条の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。)</u>の行う同項の規定による格付の表示が適当でない<u>と認めるときは、当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者</p>	
			<p>(表示に関する指示等)</p> <p>第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(中略)は、当該製造業者等に対して、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u></p> <p>2 第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該製造業者等に対し、<u>その基準を守るべき旨の指示をすることができる。</u></p> <p>4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、<u>正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 八 第十九条の十四第四項の規定による命令に違反した者</p> <p>第二十九条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第二十三条の二又は第二十四条(第八号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑</p>	
			<p>(名称の表示の除去命令等)</p> <p>第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、<u>指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 三 第十九条の十六の規定による処分に違反した者</p>	

■食品一般を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関連する規定	参考
消費者庁	健康増進法	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	<p>(誇大表示の禁止) 第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(中略)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(勧告等) 第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、<u>当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u> 2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、<u>その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則) 第三十六条の二 第三十二条の第三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	
消費者庁	食品表示法案 【未制定】	食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。	<p>(指示等) 第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(中略)は、当該食品関連事業者に対し、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u> 3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(中略)は、当該食品関連事業者に対し、<u>表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u> 5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、<u>その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u> 8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、<u>食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(罰則) 第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十二條 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第十七条 三億円以下の罰金刑</p>	

■特定の食品を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関連する規定・条文	参考
農林水産省	牛の個体識別に関する情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)	牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症の蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に関わる当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって、畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。	<p>(販売業者による個体識別番号の表示等)</p> <p>第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。</p> <p>一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。</p> <p>二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。</p> <p>4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者</p>	
農林水産省 消費者庁	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)	この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。	<p>(一般消費者に対する産地情報の伝達)</p> <p>第八条 米穀事業者(中略)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(中略)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律(中略)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第九条第二項の規定による命令に違反した者</p>	

■特定の食品を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関連する規定・条文	参考
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全及び酒類業界の安定のため、酒類業者が組合を設立して酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができることとともに、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。	<p>(酒類の表示の基準)</p> <p>第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>(酒類の表示に関する命令)</p> <p>第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかった表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者</p>	
厚生労働省	薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。	<p>(販売、授与等の禁止)</p> <p>第五十五条 第五十条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>2 模造に係る医薬品、第十三条の三の認定を受けていない製造所(外国にある製造所に限る。)において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第六項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第十九条の二第四項若しくは第二十三条の二第一項若しくは第四項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。</p> <p>(承認前の医薬品等の広告の禁止)</p> <p>第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。</p> <p>(廃棄等)</p> <p>第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療機器、第四十四条第三項、第五十五条(中略)、第五十六条(中略)、第五十七条第二項(中略)、第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第二十三条の四の規定により製造販売の認証を取り消された医薬品若しくは医療機器、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(中略)、第四号若しくは第五号(中略)の規定により製造販売の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(中略)の規定による製造販売の承認を取り消された医薬品若しくは医療機器又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。</p>	食品が専ら医薬品として使用される成分を含有していたり医薬品的な効能効果を標榜したりした場合には無承認医薬品として薬事法違反となるが、効能効果の広告のみでは回収に関する第70条は適用されない。

■ 広く商品等を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関連する規定	参考
経済産業省	計量法	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。	<p>(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)</p> <p>第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封(中略)をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品とその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。</p> <p>(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)</p> <p>第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。</p> <p>(勧告等)</p> <p>第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十五条第三項(略)の規定による命令に違反した者</p>	

■ 広く商品等を対象とする法令

所管	法令	法令の概要	リコール(回収)に関する規定	参考
消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。	<p>(不当な表示の禁止)</p> <p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</p> <p>(措置命令)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。(以下略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十五条 第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑</p>	

■参考: 条例

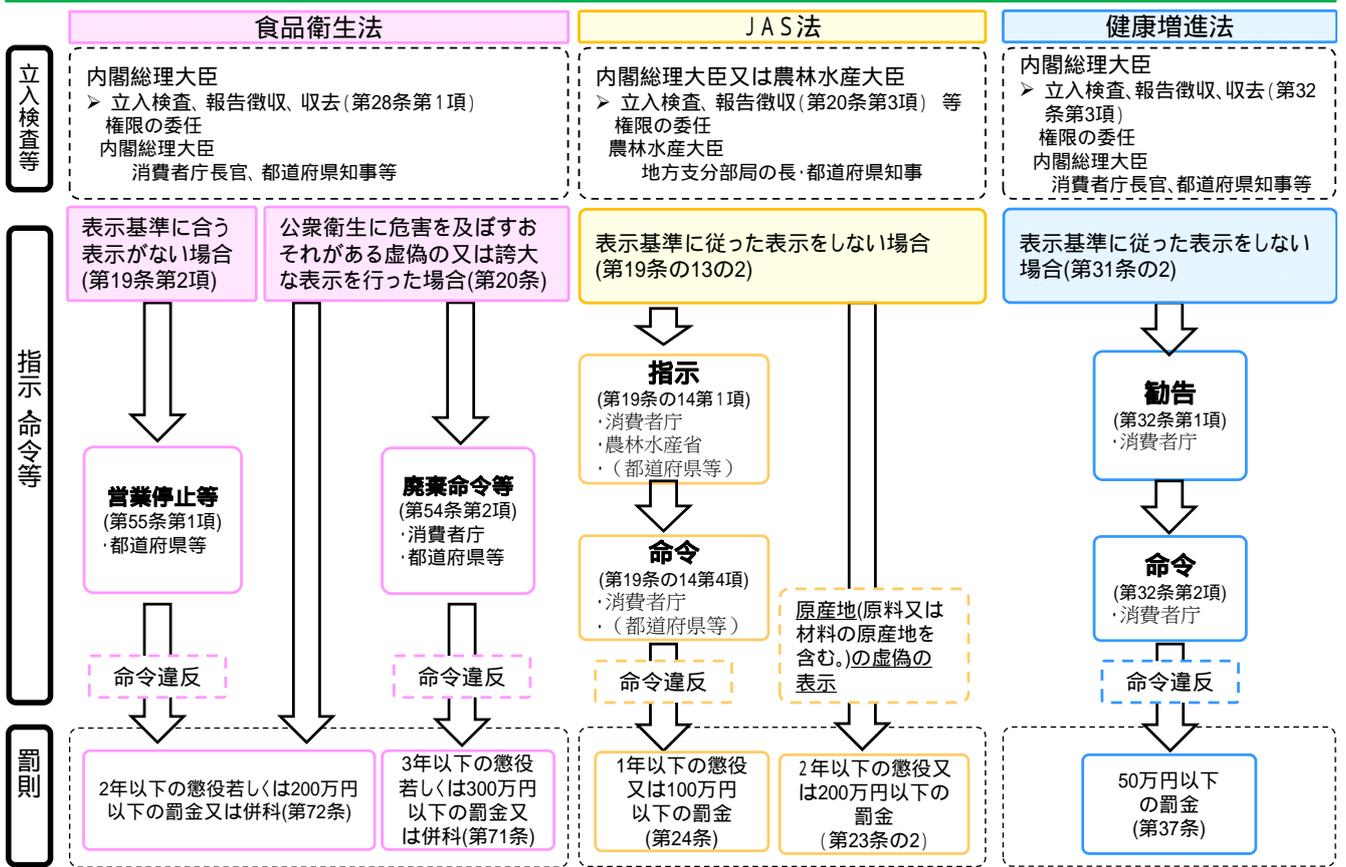
所管	条例	制定の目的	自主回収に関する規定	参考
東京都	東京都 食品安全条例	食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。	(事業者の責務) 第五条（略） 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。	
			(措置勧告) 第二十二条 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。	
			(自主回収報告制度) 第二十三条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（中略）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（中略） 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。	

■参考: 自主回収を促進する制度

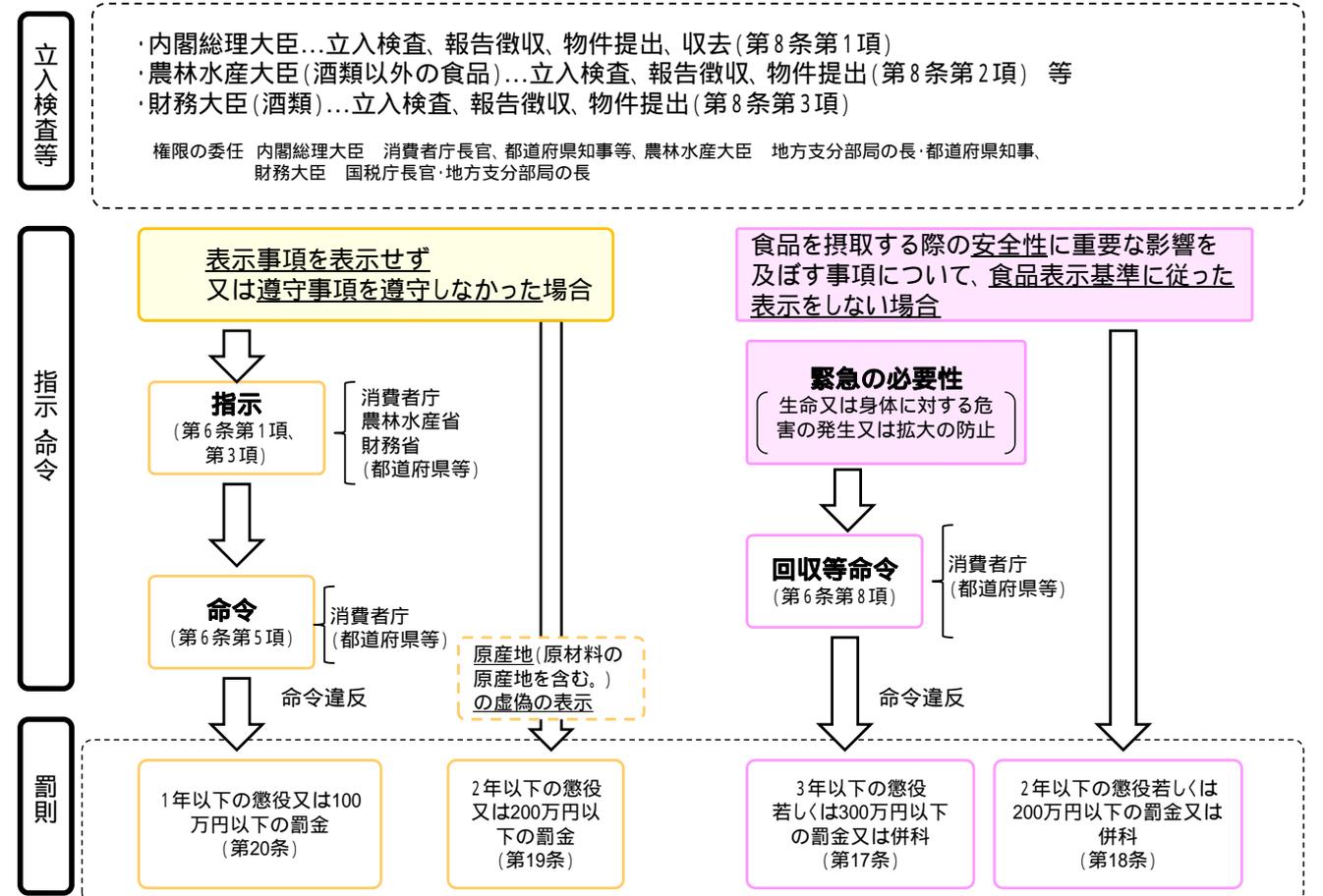
所管	制度名	制度の概要	内容	参考
農林水産省	自主申告情報	食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、製造業者等がJAS法違反又はJAS法違反のおそれのある事実を発見したり、確認した場合に、農林水産省への自主申告を促すもの。	製造業者等においてJAS法違反又はJAS法違反のおそれがあると思われる場合に、所定事項を記入した申告用紙を農政局、農政事務所に提出するよう促し、申告情報の公表を希望した場合は、農林水産省が受理した後2週間ホームページに掲載する。	
東京都 福祉保健局	自主回収報告制度	特定事業者が健康への悪影響の未然防止等を目的に製品を自主回収する場合に、その内容を都に報告することを義務づけるもの。 自主回収そのものを義務づける制度ではない。	特定事業者から報告された自主回収及びその終了に関する情報をホームページで公表。 さらに、回収された製品が再び都民の手に渡ることがないように、都が確認する。	30近い自治体が東京都と同様に自主回収の報告を義務化している。

【参考資料3】 消費者庁食品表示課 説明資料(第22回 消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))

現行法の執行の流れ



食品表示法案の執行の流れ



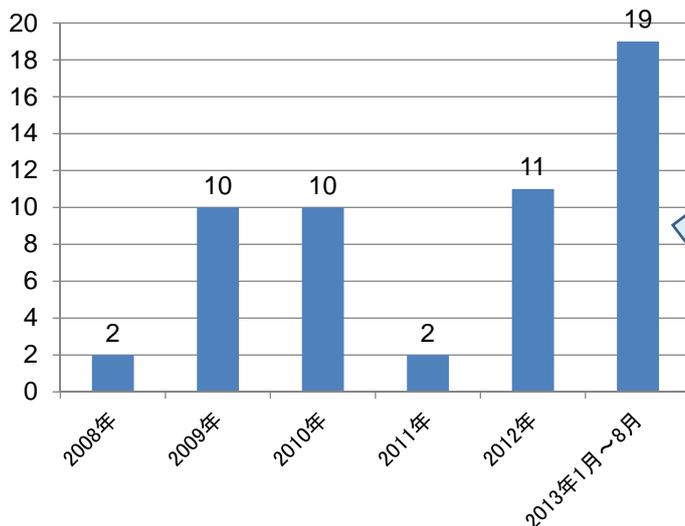
消費者安全専門調査会の 今後の進め方(案)

平成25年6月20日
消費者委員会事務局

4. 法令に基づく回収件数推移

輸入食品において食品衛生法違反での回収事例・件数は、厚生労働省のホームページで把握できる。しかし、厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報は、各都道府県ホームページにリンクしており、全体を把握することは難しい。

【 輸入食品の回収事例 】



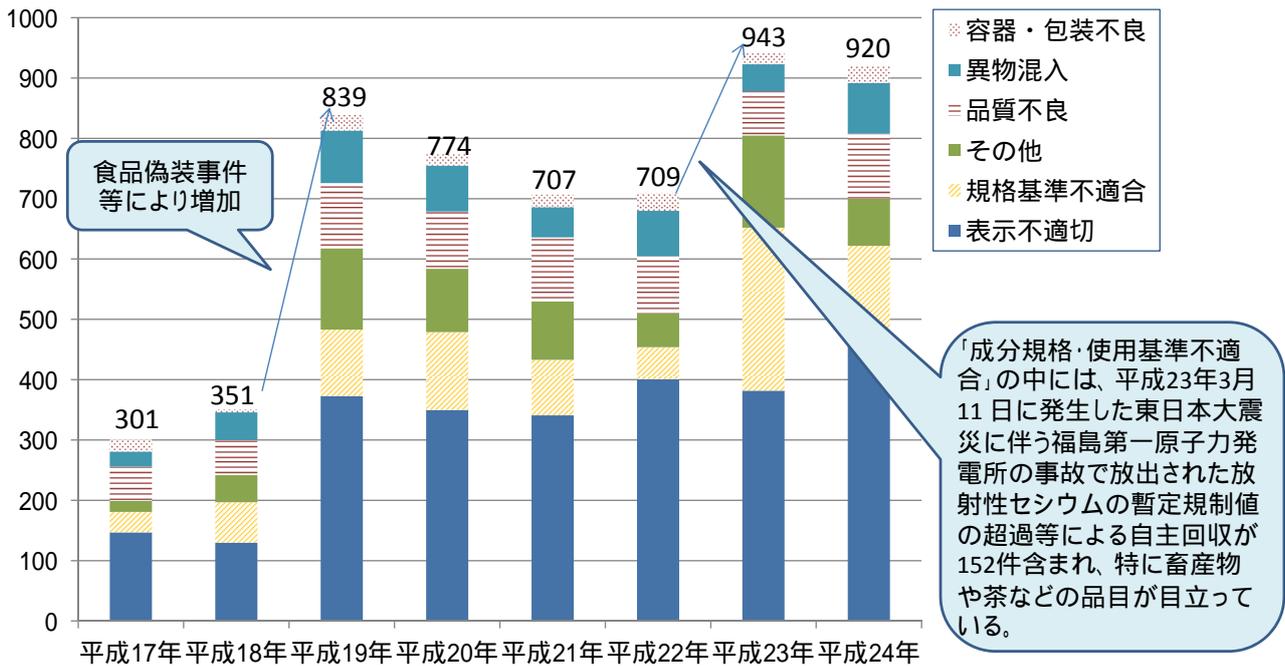
東京都ホームページ



出典元: 厚生労働省ホームページ

3. 食品リコールの自主回収件数推移

農林水産消費安全技術センター (FAMIC) のホームページにおいても、食品リコールの情報を確認できる。表示不適切から異物混入等、様々な理由で回収されている。



出典元：
農林水産消費安全技術センター (FAMIC) ホームページ
掲載データを消費者委員会事務局にてグラフ化

件数のカウント方法は次頁参照

FAMICの自主回収件数のカウント方法

当情報を利用するに当たっての留意事項

2010年6月15日現在

- 掲載情報は、主に次の方法で収集しています。
 - 食品企業等が新聞、自社ホームページ等で告知している自主回収情報。
 - 国又は地方公共団体等が公表している自主回収情報。
 - 検索サイトで配信されているニュースとしての自主回収情報。
 注意 収集優先順位は、①、②、③の順番としています。
- 収集した情報の整理方法は次のとおりです。
 - 収集した情報に記載された文言で整理を行っています。
 - 原則として、1事業者1告知を1回とカウントしています。
 - 製造委託商品の場合は、各販売業者による告知を1回とカウントしています。
 - 同一製品の複数の販売業者による告知は、1回とカウントしています。
 - 1事業者による複数商品の回収は、1回とカウントし、品目は最初に記載されたものを採用しています。
 - 複数の理由が記載されている場合は、最初に記載された理由を採用しています。
 - 品目は別紙の情報分類表に従って分類しています。
 - 行政機関からの回収命令による回収はカウントしていません。
 - 回収命令により回収対象とされた商品と同一ラインで製造した商品の自主回収はカウントしています。
- その他留意事項
 - 国内の自主回収について規模の大小を問わず情報を収集していますが、全てを収集できている訳ではありません。
 - このホームページの引用等については、事前承諾の必要はありませんが、出所を明示してください。
 - 個別の収集情報に関するお問い合わせには一切お答えしていません。

出典元：農林水産消費安全技術センター (FAMIC) ホームページより

【参考資料5】 自治体による食品の自主回収報告制度の整理

全国食品安全自治ネットワーク

自主回収情報（ホームページ上で公開されている回収情報）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 青森県 - 食品の回収情報 岩手県 - 食品等の自主的な回収の報告制度について 宮城県 - 食品等自主回収情報 秋田県 - 自主回収情報（「食の回覧板」に発表後2週間掲載） 茨城県 - プレスリリース 栃木県 - 食品の自主回収情報 群馬県 - 食品等回収情報提供システム 埼玉県 - 食品等自主回収情報の提供支援について 千葉県 - 食品の自主回収情報 東京都 - 食品の自主回収情報 神奈川県 - 食品等の自主回収情報 新潟県 - 食品回収情報 福井県 - 食品衛生緊急情報提供サービス 山梨県 - 食品等の自主回収情報 長野県 - 食品等の回収情報 岐阜県 - 食品の自主回収情報 愛知県 - 自主回収情報制度について 三重県 - 食品等の自主回収情報 滋賀県 - 食品回収情報 | <ul style="list-style-type: none"> 京都府 - 自主回収情報（食の安心・安全きょうの中で掲載） 大阪府 - 食品等の回収情報 鳥取県 - 食品等の自主回収情報 広島県 - 食品等の回収に関する情報について 山口県 - 食品の自主回収情報 徳島県 - 食品の回収情報 香川県 - 食品等の自主回収情報 愛媛県 - 食品の自主回収情報 大分県 - 県内の食品等の回収情報 宮崎県 - 食品等の自主回収情報について 鹿児島県 - 食品等の自主回収情報 沖縄県 - 回収等の報告 さいたま市 - 食品の自主回収について 静岡市 - 食品回収情報をお知らせします。 宇都宮市 - 食品等の自主回収情報 新潟市 - 食品回収情報 前橋市 - 食品等回収情報 |
|--|--|

以下の自治体では、食品事業者が自主回収を行う際に報告を義務づけています。詳細は各自治体に直接ご確認ください。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 岩手県 宮城県 茨城県 東京都 神奈川県 山梨県（平成25年4月1日施行） 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県（健康被害・法令違反等の場合） 鳥取県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 愛媛県 大分県 鹿児島県 沖縄県 さいたま市 宇都宮市 新潟市 |
|--|--|

出典元：全国食品安全自治ネットワーク（群馬県HP）より抜粋

自治体による食品の自主回収報告制度の整理

平成25年8月22日
消費者委員会事務局

	群馬県	東京都	愛知県	青森県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等回収情報提供システム)	●	●	
制度の趣旨	「食品事業者による情報提供の支援」及び「県民が回収情報を収集しやすい環境の整備」により、早期回収の促進と健康被害の未然防止を図ります。 さらに、積極的な情報提供を行うことで、消費者の食品製造事業者等に対する信頼感が高まり、食品に対する安心が得られる効果も期待できます。	食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組み、ともに、都が自主回収情報を都民の皆さんに広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、未然防止の観点から都民の皆さんへの周知が必要な情報を都が可能な限り把握し、その内容を正確かつ迅速に提供するシステムとして本制度を創設しました。	食品等による食品衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、事業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することは事業者の責務として必要なことですが、報告していただくことにより、行政が事業者による自主回収の情報を迅速、かつ、的確に把握し、自主回収に関する適切な指導等を行い、事業者と行政とが一体となり、回収を早急に実施する仕組みを導入したものです。	(青森県食品衛生法施行条例)
対象となる食品等の範囲	・すべての飲食物(医薬品・医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・器具(例:食器、箸等) ・食品の容器包装(例:ビン、缶等)	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・食品添加物(食衛法第4条2項の規定) ・器具(食衛法第4条4項の規定) ・食品の容器包装(食衛法第4条5項の規定) ※「乳児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。	・食品(法第4条第1項の規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は含まれない)) ・添加物(法第4条第2項の規定) ・器具(法第4条第4項の規定) ・食品の容器包装(法第4条5項の規定) ・おもちゃ(法第62条1項の規定)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・県内の食品関係事業者(食品等の製造、輸入、加工又は販売を業とする法人その他の団体または個人) ※事業者、農業協同組合等についても、食品等の販売等を反復継続して(業として)行っている場合は該当。	・食品等の製造者、輸入者及び加工者 ・製造者固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者 ・農林水産物の生産者及び生産者団体のいずれかに当てはまるもので、都内に「事業所、事務所、その他事業に係る施設あるいは場所」を有する事業者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業者とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。 かつ、食品等を製造又は加工した施設若しくは輸入届出を行った事務所を愛知県内に設置している者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業者とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合。 (表示基準違反は以下①～③以外を対象外。) ①アレルギー原因物質(特定原材料)やアスパルテーム(L-フェニルアラニン化合物)の表示が欠落した食品等を自主回収する場合 ②賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示してしまった食品等を自主回収する場合及び期限表示の欠落や印字不良により食品等を自主回収する場合 ③保存基準の定められている食品等の保存方法の表示を本来の設定より高い温度で表示してしまった食品等を自主回収する場合) ・その他、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合	・食品衛生法に違反する食品等の自主回収 ・健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収 (例外) ・都の区域内に流通していないことが明らかな場合 ・都民に販売されていないことが明らかな場合	・食品衛生法に違反する食品等の自主回収 ・食品衛生上の健康被害を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収	・食品衛生上の問題が発生した場合 ①食中毒等の食品を原因とする健康危害の発生 ②異物の混入 ③腐敗や変敗 ④食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準等への不適合 ⑤不適正な表示(添加物、消費・賞味期限等の誤表示、アレルギー物質の表示欠落等) ⑥①～③を起すおそれがある場合
公表場所	群馬県食品安全情報センターのホームページ モバイル版「ぐんまの食品安全情報」	東京都食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」	愛知県のホームページ	青森県のホームページ
公表内容	ア 回収製品名 イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者等 ウ 事業者名等 エ 回収開始年月日 オ 回収理由 カ 想定される健康面への影響 キ 問合せ先 ク 回収方法 ケ 情報掲載年月日 コ 管轄自治体名	ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(商品名、原産国、期限表示、ロット等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先 キ 備考(回収理由や健康影響に関する解説等)	ア 回収された食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 回収に着手した年月日 エ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 オ 報告事由 カ 回収方法及び問い合わせ先 キ 想定される食品衛生上の危害 コ 担当所属部署および氏名	ア 回収対象商品 イ 回収理由 ウ 販売場所 エ 自主回収届出年月日 オ 問い合わせ先
掲載期間	原則として、回収開始日から3か月間。 ただし、 ①賞味期限から1か月経過したもの ②消費期限から1週間を経過したもの ③食品等の回収終了が確認されたものについては、削除する。	・自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日から、自主回収終了報告書を保健所等が受理した日から起算して2週間経過後まで公表。	・自主回収着手報告書を受理した翌々日まで公表。 ・公表日を含め原則2週間。ただし、回収期間を2週間以上設定している場合は、延長して掲載。	・県内の地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)に食品関係事業者から報告のあった情報のうち、公表対象となったもの、又は、掲載について同意を得た情報について掲載。 ・自主回収終了の報告を受理後削除。
回収終了報告書の記載項目	1 自主回収対象製品の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 再発防止のために講じた措置等 5 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び処分を行う予定時期 6 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者名、担当部署及び連絡先	1 回収された食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び廃棄等の方法 7 廃棄等を行う予定時期 8 担当所属部署及び氏名	
回収終了後の措置	保健所等が廃棄処分立ち会等して、措置の確認を行う。	保健所等が廃棄処分立ち会等して、措置の確認を行う。	保健所等が立ち会等して、措置の確認を行う。	
出典	http://www.pref.gunma.jp/05/d6210119.html	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/iisvukaisyu/index.html	http://www.pref.aichi.jp/0000052605.html http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000052/52605/setumeisiryoku	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/shoku/iisvukaisyu-hoken.html

	岩手県	宮城県	山形県	茨城県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	●
制度の趣旨	特定事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。	(食品衛生法施行条例)	(食品衛生法施行条例)	事業者が食品等の自主回収に着手した場合に知事への報告を求め、報告された情報を報道機関への資料提供や県のホームページへの掲載により公表することで、回収を促進し、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつながります。
対象となる食品等の範囲	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)ただし、条例では、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・食品等に係る容器包装	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・農林漁業者の組織する団体 ・商品に自社(自店)名等を冠する(プライベートブランド)商品、販売者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を当該農林漁業者から直接購入した販売者かつ、 ・県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するもの	・営業者	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	・食品安全基本法に規定する「食品関連事業者」:農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物または器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者かつ ・県内に事務所その他の施設又は場所を有するもの ※場所とは、農林漁業の事業活動を行う田畑や、漁場等を含む
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法の規定に違反する食品等(ただし、表示違反については、①消費期限または賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ報告の対象) ・県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの	(事業者が自主回収を行うもの) ・健康被害が発生するおそれがある場合 ・健康被害のおそれはないが、食品衛生法に抵触する場合 ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に抵触する場合など	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法の規定に違反する食品等である場合(消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反する場合は除く) ・健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等
公表場所	岩手県のホームページ	宮城県のホームページ	山形県のホームページ	・茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」 ・報道機関への資料提供
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量(出荷、販売先リスト等) エ 回収に着手した年月日 オ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法及び問い合わせ先等 ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 自主回収対象食品の名称又は商品名 イ 自主回収対象食品を特定するための情報(形態、容量、期限等の表示、製造番号等) ウ 自主回収対象食品の出荷(販売)年月日、出荷先(販売)先及びその数量 エ 自主回収開始年月日 オ 製造、販売等が行われた営業所所在地及び名称 カ 自主回収の理由 キ 想定される健康への影響の有無とその内容 ク 自主回収の方法等 ケ 自主回収情報の周知方法及びその内容(他自治体での公表の可否を含む) コ 問い合わせ先 サ その他 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収開始年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収の方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定年月日等) ケ 想定される健康への影響 コ 県ホームページでの公表の可否 サ 担当者所属部署及び担当者名 シ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の名称及び商品名 イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 回収に至った原因 キ 回収の方法等 ク 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 ケ 食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地 コ 担当者所属部署および担当者氏名 シ 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間	・自主回収着手報告書を受理したのち、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理したのち、自主回収が終了した旨の情報を1か月間掲載。	・原則として、1ヶ月間掲載。	・必要に応じて公表。 ・自主回収終了の報告を受理後、削除。	・自主回収着手報告書を保健所が受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所が受理した日から14日間掲載。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 自主回収対象食品等の名称及び商品名 2 自主回収開始年月日 3 自主回収終了年月日 4 自主回収数量 5 自主回収した食品等の措置 6 再発防止策の内容	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	1 回収を終了した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当部署及び担当者氏名
回収終了後の措置	保健所等が立ち会う等して確認を行う。			保健所が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。
出典	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=29825&ik=0&onn=14	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kaishu.html	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyo/nerery/020071/01/coopy_of_20130604.html	http://www.shokujyuu.pref.ibaraki.jp/anshin_suisin_jorel/index.html#ishukaishu

	栃木県	千葉県	神奈川県	新潟県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等の自主回収情報公表制度)	(食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業)	●	(食品回収情報の提供支援事業実施要領)
制度の趣旨	健康被害等の危害防止や自主回収の促進を図るため	県が、食品関連事業者が行う消費者への自主回収に関する情報提供について、県ホームページを活用した支援を行い、食品等の安全・安心の確保のために食品関連事業者の自主的活動の促進を図ることを目的として定めるものである。	食品の安全性を確保することで県民の健康を保護することを果たすための仕組みとして創設したものです。	積極的に情報提供を行う環境を整えることにより、消費者の事業者に対する信頼感や食品に対する安心感を高めることを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品等	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(法第4条第1項規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちやは、本制度の「食品等」の含まれません。	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)
特定事業者(誰に報告を求めらるか)	・食品事業者	・県内に流通している食品等を取り扱う食品関連事業者(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入又は販売その他事業活動を行う事業者)	県内に事務所または事業所を有し、かつ ・食品等の生産者、製造者、加工者、輸入者及びその組織する団体 ・製造者の製造所固有記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者のいずれかに該当する者	食品関連事業者(食品若しくは添加物、器具又は容器包装の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者)
報告が義務づけられる回収事由	(食品事業者が自主回収を行うもの) ・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの ・その他	(食品関連事業者が自主回収を行うもの) ※次の内容による自主回収の場合は、厚生労働省へ報告する ①アレルギー物質に関する不適正表示 ②健康被害が拡大する恐れがある場合	(例外) ・回収品が県内に流通していないことが明らかである場合 ・県民に販売されていないことが明らかである場合 ・食品衛生法の規定に違反する事実があると思料されるが、それが、消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反すると思料される場合	(事業者が自主回収を行うもの)
公表場所	栃木県のホームページ「食の安全・安心インフォメーション」	千葉県のホームページ「食の安全・安心電子館」	・神奈川県ホームページ ・県保健福祉事務所の窓口	新潟県のホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」 ※アレルギー物質を含む食品の表示に関し、食品衛生法に違反し自主回収を行っている事例は、行政処分等の有無にかかわらず、消費者庁へ情報を提供する。
公表内容	ア 食品等自主回収着手報告書の受理年月日 イ 食品等の名称等(商品名や商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 健康への影響 オ 届出事業者の名称及び所在地 カ 問い合わせ先等	ア 自主回収着手報告書の受理年月日 イ 食品等の名称等(自主回収対象食品等の商品名及び商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 健康への影響 オ 届出事業者名及び所在地 カ 問い合わせ先 キ 返品方法	ア 特定事業者の住所、氏名 イ 回収の対象となる食品等の名称及び商品名 ウ その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項(会場、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項、製品の包装の写真等) エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 キ 回収の方法(返品方法) ク 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先)	ア 回収製品名 イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者等 ウ 事業者名 エ 回収開始年月日 オ 回収理由 カ 健康面への影響 キ 回収先 ク 問い合わせ先 ケ 回収方法 コ 情報掲載年月日 サ 管轄自治体名
掲載期間	・報告の翌日に掲載。 ・終了報告の14日経過後に情報を削除。	・自主回収着手報告書の受理後掲載。 ・自主回収終了報告書の受理後、14日後に削除。	・食品等自主回収着手報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した後、速やかに掲載。 ・食品等自主回収終了報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した日から14日を経過した日(その日が閉庁日の場合は直近の閉庁日)まで掲載。	・自主回収着手報告書が提出され、その内容を確認した場合は、速やかに掲載。 ・掲載期間は原則として3か月とするが、①賞味期限から1か月経過したもの、②消費期限から1週間を経過したもの、③食品等の回収の終了が確認されたものについては、削除するものとする。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分の方法及び時期 6 再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容 7 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先) 8 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置			県保健福祉事務所(市保健所等)が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。	
出典	http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzen/1248160850766.html	http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/kaishuu/index.html	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7273/p19097.html	http://www.fureaikan.net/svokinfo/tonics/kaishushien.html

	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等自主回収情報提供の支援制度)	●	●	●
制度の趣旨		県が自主回収の情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止を図るとともに、食品の安全性に対する県民の信頼感をより一層高めていきたいと考えています。	条例で定める食品関連事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大防止を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。	食品の安全を確保するためには、行政による監視指導のみならず、事業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することが必要です。自主回収の着手について情報提供いただくことにより、事業者による自主回収の情報を的確に把握し、県民に対して適切に情報提供することで回収の実効性を高め、合わせて食品関係事業者と県民の間の信頼感を高めることができるものと考えます。
対象となる食品等の範囲	・飲食物(医薬品、医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・容器 ・食品の包装容器	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) 「乳幼児用おもちゃ」については、飲食物の目的で摂取するものではないため、条例に基づく自主回収報告制度の対象としていません。	・食品(食品衛生法第4条第1項等)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。))とその原料又は材料として使用される農林水産物 ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・食品の原材料として使用される農林水産物
特定事業者(誰に報告を求めるか)	食品関係事業者	食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するもの	・農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド等) ・その他対象となる食品関連事業者(量販店等)のいずれかに当てはまり、かつ、 ・県内に本社又は生産等拠点(支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場(耕作地)、養殖場等)がある者	・食品等 ・肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材 これらを生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有する方
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合 ・健康への影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合	・食品衛生法の規定に違反する食品等を製造し、輸入し、加工し、又は販売したことを自ら発見し、自ら回収する場合 ただし、表示基準違反については、①消費期限の表示違反、②賞味期限の表示違反、③特定原材料(アレルギー物質)の表示違反、④保存の方法の表示違反のみ報告の対象 ・様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収する場合 (適用除外) ・消費者に販売されていないことが明らかな場合 ・自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができる場合 ・県内に流通していないことが明らかな場合	・食品衛生法又は違反が疑われるものを回収する場合(表示違反については、①消費期限又は賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ) ・食品衛生法違反等に準ずる場合として、回収する場合 (適用除外) ・回収に着手した食品等の販売先が特定され、直ちに連絡できる場合 ・回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合	・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(第19条(表示基準)に違反している場合であっても、健康被害につながるおそれがある農林漁業の生産資材(製造所の住所表記の誤りなど)は、情報提供の対象から除外) ・人への健康への被害の拡大防止の観点から情報提供が必要と考えられる食品等
公表場所	石川県のホームページ	山梨県のホームページ	長野県のホームページ	岐阜県のホームページ ・食品関連事業者を対象に、県庁からEメールで直接、食品の回収情報などを「食品緊急情報メール」として配信
公表内容	ア 回収製品名(名称) イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者名等 ウ 回収開始年月日 エ 回収理由 オ 問い合わせ先 カ 回収方法 キ 情報掲載年月日 ク 健康への影響	ア 着手報告書受理年月日 イ 食品等の商品名(自主回収対象食品等の商品名及び商品名を特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法 キ 問い合わせ先 ク その他公表が必要と認められる事項(適宜判断)	ア 回収する食品等の名称(商品名) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、製造者等の表示の内容等) ウ 自主回収の報告をした事業者及びその所在地 エ 回収の理由 オ 回収する食品等を摂取し、又は使用した場合に想定される健康への影響 カ 回収に着手した年月日 キ 問い合わせ先 ク 回収の方法 ケ 管轄自治体 コ 当該食品を食べることによる健康被害の程度(A,B,Cの3段階で情報提供)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 着手報告書受理年月日 エ 自主回収の理由 オ 想定される健康への影響 カ 届出事業者及び所在地 キ 問合せ先
掲載期間	・自主回収終了後10日程度で削除	・自主回収着手報告書を受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理した後、自主回収が終了した旨の情報を1か月間掲載した後に削除。	・自主回収着手報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日から公表開始。 ・自主回収終了報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日に公表終了。※ただし、公表終了日が県の休日の場合は、その翌開庁日。	・自主的な回収への着手について、情報提供を受けたら、速やかに公表。 ・自主的な回収の終了についての情報提供を受け、その内容が確認できた時点で速やかに削除。
回収終了報告書の記載項目		1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収するに至った経緯(回収する理由が生じた原因等) 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所 7 処分等の方法 8 処分等を行う予定時期 9 連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)及び氏名 10 備考	1 回収した食品等の名称(商品名) 2 回収を終了した期日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分等の方法及び予定期日 6 再発防止のために講ずることとした措置 7 問い合わせ先(連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)、担当者) 8 備考(自主回収着手報告書の提出後に新たに判明した回収に至った原因、その他健康被害の発生の有無等を記載)	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置		・処理状況の確認 ・再発防止の指導		
出典	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/vakui/svokuhin/iisvukaisyuivuyohou.html	http://www.pref.yamanashi.jp/shoku-portal/shokuhiniievo/kaishuhokoku.html	http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/svokuhin/jourei/svoku/iisvukaisyu.htm	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/svoku-anzen-anshin/shoku-iishu-kaishu

	静岡県	三重県	和歌山県	滋賀県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	(食品等自主回収情報に関する取扱要領)	●
制度の趣旨	(食品衛生法施行条例)	食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組み、回収が自主回収情報を県民に広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、健康への悪影響の未然防止の観点から、県民への周知が必要な情報を県が可能な限り把握し、その内容を正確、迅速に提供するため、「自主回収の報告」の仕組みがつけられました。こうした仕組みを通じて、健康への悪影響の未然防止に向けた自主回収と情報提供が促進され、県民と食品関連事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	食品衛生法第3条第1項の規定に基づき、営業者が行う措置についての把握に関する事務の取り扱いについて定め、自主回収情報を広く県民に周知することにより、健康被害の発生又は拡大を防止することを目的とする。	(滋賀県食の安全・安心推進条例の目的) 食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県および関係事業者の責務ならびに県民に役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項および必要な具体的施策に関する事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護を図るとともに、より安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・おもちゃ	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物※「乳幼児用おもちゃ」「食品等」には含まれません。	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(薬事法第2条第1項に規定する医薬品および薬事法第2条第2項に規定する医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・おもちゃ(食品衛生法第62条第1項)
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物若しくは加工し、製造し、製造し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取又は販売は、これを含まない。	・農林水産物の生産者、生産者団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者固有記号にかかる販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者のいずれかに当てはまる者かつ、 ・県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設または場所を有するもの(例外) 自ら生産、採取、製造、輸入、加工した食品等を、卸売を行うことなく、その施設または場所において、対面販売等により直接販売する事業者	・営業者(県内(和歌山市を除く)の施設において食品、添加物、器具、又は容器包装の製造、輸入、加工、調理又は販売を営む者)	・生産者(県内において、農作物の栽培、動物の飼養または魚介類の養殖およびこれらの行為に引き続き行う採取による食品の生産を行う者) ・食品等事業者(県内において、業として食品等の製造、加工、輸入、調理、運搬、販売等、採取その他の食品等の供給に係る活動(生産を除く)を行う者)
報告が義務づけられる回収事由		・食品衛生法に違反する食品等を自主回収する場合(①消費期限・賞味期限の表示基準違反、②アレルギー表示基準違反、③保存方法の表示基準違反、以外の表示基準違反を除く) ・健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等を自主回収する場合	(営業者が自主回収を行うもの) (公表の対象外) ・違反又はそのおそれがあるが、健康を損なうおそれが考えられない場合 ・販売先が特定されており、個別に周知が図られている場合 ・回収する食品等を特定する情報が得られない場合	・食品衛生法違反(違反のおそれ) ・健康被害の発生(おそれ)
公表場所		三重県のホームページ「食の安全・安心ひろば」	和歌山県のホームページ「食の安全・安心わかやま」	滋賀県のホームページ
公表内容		ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(包装形態、内容量、賞味期限、消費期限、ロット番号、表示事項等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 回収方法 カ 問い合わせ先 キ 着手報告受理年月日 ク 特定事業者名及び所在地	ア 自主回収する食品等(以下「回収製品」という)の名称 イ 回収製品の特定に必要な情報(包装形態、内容量、賞味期限等) ウ 自主回収を開始した年月日 エ 自主回収を行う理由及び回収方法 オ 想定される健康への影響 カ 回収製品に記載された製造者又は販売者の名称及び所在地 キ 問い合わせ先	(参考様式) ア 食品等の名称 イ 容器、包装の形態および内容量 ウ 生産、製造、輸入または販売者の名称(固有記号)およびその住所 エ 消費期限・賞味期限 オ 製造年月日、ロットNo等製品の特定情報 カ 製造等または出荷数量、流通地域、販売店 キ 一般消費者等の問合せ窓口、連絡先 ク 報告(回収等)の理由 ケ 措置(回収等)の方法 コ 一般消費者への周知方法 サ 県ホームページ等での公表の可否 シ 報告担当者の氏名、所属部署、連絡先
掲載期間		・自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日に掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所等が受理した翌日から起算して1週間経過後まで掲載。	・営業者から、県ホームページへの公表に同意した旨の報告を受けた場合に、自主回収情報を整理し、公表。 ・公表期間は、食品等による健康被害の発生状況等に応じて、公表した翌日から1ヶ月以内とする。	・情報を公表することが、食の安全・安心の確保に必要なと認められる場合、また、事業者が食品の安全性の確保のために必要と判断した場合、広く県民に周知する。
回収終了報告書の記載項目		1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び時期 7 担当者所属部署及び担当者名 8 備考	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	(参考様式) 1 食品等の名称 2 回収終了年月日 3 回収結果(販売店等からの回収数量、消費者からの回収数量、回収品の保管場所など) 4 回収品の処分方法 5 報告者の氏名、所属部署、連絡先 6 備考
回収終了後の措置		処分の方法等について保健所等が確認を行う。		
出典	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/syokuhin/syokuhin.html	http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/yourei/in dex.htm	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefe/03180/0/15_kaishu/kaishu1.html	http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/413kaisyu-gaivo.html

	奈良県	大阪府	岡山県	島根県
自主回収報告を義務化している自治体		●	●	●
制度の趣旨	(奈良県食品衛生法施行条例)	事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を府が府民に提供することにより、府民と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	(岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例の目的) 県民の生命及び健康に対する食の重要性にかんがみ、食品の安全性及び信頼性の確保並びに食育の推進に関し、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務及び県民に役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。	営業者が食品等の自主回収に着手した場合、その旨を県に報告し、県はその情報を把握したうえで営業者に対する必要な指導、関係する自治体への情報提供、県民への公表を行うことにより、回収を促進し、危害の発生の未然防止を図ることを目的とする。
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項の規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項の規定) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項の規定)	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(食品衛生法第4条第1項) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者が商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者 ・農林水産物の生産者及びその団体のいずれかに当てはまり、かつ、府内に事業所または事務所を有するもの(適用しない業態) 自ら生産し、または輸入した食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において対面販売等により直接府民に販売する事業者	県内に食品等(業務用は除く。)を流通させている食品関連事業者 ※食品事業者とは、食品安全基本法第8条第1項に規定する肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者	県内で製造等(製造、加工、輸入又は販売)を行う者であり、出荷先又は販売先が県外に及ぶものを含む
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等の自主回収 (例外) ・府の区域内に流通していないことが明らかの場合 ・府民に販売されていないことが明らかの場合	・食品衛生法に違反する場合 ・食品等による健康被害が現に生じている場合であって、同様の被害の原因となるおそれがある場合 ・行政処分の対象となった食品等と類似のものであって、同様の違反のおそれがある場合	・食品衛生法に違反するもの(表示違反は、健康被害に影響のあるものが報告の対象) ・健康への悪影響が想定されるもの
公表場所		大阪府のホームページ	岡山県のホームページ	島根県のホームページ「食の安全安心情報」
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報 ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 ク 備考 (※報告書への記載項目)	ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(自主回収対象食品等の商品名及び商品等を特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先	ア 回収する食品等の名称及び商品名 イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、期限等の表示、製造番号等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷(販売)先及びその数量 エ 回収に着手した年月日 オ 生産、製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収が必要となった原因 ク 回収の方法等(回収の方法、回収を行う旨を周知する方法、問い合わせ先、回収した食品等の保管場所、終了予定年月日等) ケ 想定される人の健康への影響 コ 担当者氏名及び所属部署 ク 備考	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号等) ウ 食品等の出荷又は販売年月日、出荷又は販売先、数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 県ホームページでの公表の可否 コ 想定される健康への影響 サ 担当者所属部署及び担当者名 シ 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間		・自主回収着手報告書を受け取ったら、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受け取ったら、速やかに削除。	人の健康への悪影響の発生を防止する観点から公表が必要と認められる場合に公表	・営業者の同意が得られた場合は、自主回収情報についてホームページにて公表することができる。 ・公表は、自主回収終了報告書が提出されるまでの期間とする。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収が必要となった原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分予定時期 8 担当者氏名及び所属部署 9 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 廃棄処分等を行う実施時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置		府内において措置を行う場合には、保健所等が立ち会う等して確認を行う。府外に集められた場合には伝票・証明書等でその旨を確認する。		
出典	http://www.pref.nara.jp/10723.htm	http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/jisvku/aisvu/iishukaishu.html	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3075.html	http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzhen/eisei/syokuhin-jisvku/aisvu.html

	広島県	山口県	徳島県	香川県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	
制度の趣旨	(食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例)	自主回収情報を迅速に収集し適切に公表していくことで、食品による健康被害を未然に防止し、迅速な回収を促進することを目的とした制度です。	(徳島県食の安全安心推進条例の目的) 食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策並びに食品の安全性及び信頼性の確保のための具体的な施策等を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び県民が安心して営むことができる食生活の確保並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。	(食品衛生法施行条例)
対象となる食品等の範囲	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・乳幼児用おもちゃ	・食品(すべての飲食物(業事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、業事法第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	販売食品等 ・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装
特定事業者(誰に報告を求めるか)	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	県内に事業所または事務所がある食品関連事業者 ・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る記号 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド商品) ・農林水産物の生産者及びその団体など	生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者 (適用外) 自ら生産、採取、製造、輸入又は加工を行った食品を、当該食品を生産し、採取し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接消費者に販売することを主として営む者	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法違反またはそのおそれがある食品を自主的に回収する場合 (例外) ・食品表示の違反の場合(保存方法、期限表示、アレルギー物質を含む旨以外の表示違反) ・地域限定商品など、山口県内に流通していないことが明らかでない場合 ・出荷した商品が店頭陳列される前の場合など、消費者に販売されていないことが明らかでない場合 ・自ら生産し、または輸入した食品を卸売することなく直接消費者に販売する場合	・食品衛生法第11条第1項又は第3項の規定に違反するもの ・農薬取締法第11条の規定に違反するもの ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項第1号の規定に違反するもの ・業事法第83条の3の規定に違反するもの ・健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるもの (適用外) ・県の区域内に流通していないことが明らかでない場合 ・消費者に販売されていないことが明らかでない場合	(営業者が自主回収を行うもの)
公表場所	広島県のホームページ	山口県のホームページ	徳島県のホームページ	香川県のホームページ
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名・連絡先 ク 広島県ホームページへの掲載 シ 他自治体ホームページへの掲載 ス 備考	ア 回収する食品の名称 イ 回収する食品を特定するための情報(形態、容量、期限表示、製造番号等) ウ 生産、輸入又は販売を行った事業所 エ 出荷(販売)年月日 オ 出荷先(販売を行った店舗)及び数量 カ 回収に着手した年月日 キ 回収の方法 ク 違反し、又は違反したおそれがある食品衛生法の規定 ケ 食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生原因 コ 想定される健康への影響 ク 回収を行う事務所又は事業所 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品の商品名(名称) イ 回収する食品を特定する情報(包装形態、内容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収を行う理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法等(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定時期等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 ク 備考 (※報告書への記載項目)	ア 製品の名称 イ 容器、包装の形態および内容量 ウ 製造所および販売者の名称(固有記号)、住所 エ 消費期限・賞味期限 オ 製造年月日、ロットNo.等製品の特定情報 カ 製造または出荷数量、流通地域、販売店 キ 一般消費者等の問合せ窓口、連絡先 ク 回収の理由 ケ 予想される健康への影響 コ 回収方法(販売店等からの回収方法、消費者からの回収方法、回収品の保管場所、回収終了予定時期など) ク 一般消費者への周知方法 シ 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 ス 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間		・自主回収終了報告書を提出していただき、内容を確認してから、終了した旨を1週間掲載した後に削除。	・自主回収着手報告書を受けたときは、速やかに情報を提供する	
回収終了報告書の記載項目		1 回収に着手した旨の報告をした年月日 2 回収した食品の名称 3 回収の措置を終了した年月日 4 回収した食品の数量 5 食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生原因 6 回収した食品の保管場所及び処分、利用等の方法 7 処分、利用等の予定年月日 8 回収を行った事務所又は事業所	1 回収した食品の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 製品の名称 2 回収終了年月日 3 回収結果(販売店等からの回収数量、消費者からの回収数量、回収品の保管場所など) 4 回収品の処分方法 5 担当者の所属部署、氏名、連絡先 6 備考
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/758/1225417525241.html	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/kaishu/houkokuseido.html	http://anshin.pref.tokushima.jp/bunva/syoku/	http://www.pref.kagawa.lg.jp/eisei/syoku/uanzen/kaisvu.shtml

	愛媛県	大分県	宮崎県	鹿児島県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	(食品等の自主回収に関する取扱い要綱)	●
制度の趣旨	食品関連事業者が自主的に行う食品等の回収の内容について、県の機関(保健所等)へ報告し、当情報を県が県民へ広く提供することにより、回収が促進され、県民と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。	(大分県食の安全・安心推進条例の目的) 食品等の安全性及び信頼性の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与することを目的とする。	営業者が消費者の健康に影響を及ぼす恐れのある食品等の自主回収を行うにあたり、その施設の所在地を管轄する保健所の長に報告し、保健所長は、その営業者に対して、必要な指導、助言及び支援を行うことにより、食品等に起因する健康への悪影響の発生又は拡大を防止することを目的とする。	県民をはじめとする消費者が、自主回収の情報をいち早く知ること、食品等による健康への危害を拡大の未然防止につながります。自主回収の情報が正確に伝わることによって、食品等の迅速な回収が可能となります。県民と自主回収を行っている食品関係の事業者との信頼関係がより深まることが期待されます。
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(業法に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)	・食品(すべての飲食物(業法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物	食品衛生法第4条に規定する ・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装	食品衛生法第4条に規定するもの ・すべての飲食物(医薬品及び医薬部外品を除く) ・食品添加物 ・器具 ・食品の容器包装
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド等) ・その他対象となる事業者 に該当する。 県内に本社又は生産等拠点(支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場(耕作地)、養殖場等)のある方	食品関連事業者(食品安全基本法第8条第1項(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者)であって、県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するもの	営業者(県内の施設において食品等の製造、加工、調理、販売等を営む人または法人)	県内に事業所、事務所その他の事業用施設または場所を有する特定事業者 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造所固有記号で表示した販売者、プライベートブランド商品の販売者 ・農林水産物の生産者、生産団体 (適用外) 自ら生産、製造、輸入又は加工をした食品等を、当該食品等の生産、製造、輸入又は加工をした施設又は場所において、他のものを絡ることなく直接消費者に販売することを主として営むもの
報告が義務づけられる回収事由	以下①～⑨の食品関連法令に違反又はそのおそれがあり、商品が不特定多数の県民へ販売され、県民に対し、新聞、テレビ、インターネットなど公共的な媒体による告知により広く回収を呼びかける場合 ①食品衛生法、②健康増進法、③農薬取締法、④農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、 ⑤資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、 ⑥業法(動物用医薬品に関するものに限る。)、 ⑦不当景品類及び不当表示防止法、⑧計量法、 ⑨米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (例外) ・当該食品等が県内に流通していない場合 ・当該食品等が県民(食品関連事業者を除く)に販売されていないことが明らかの場合 ・販売先が特定されており、特段の周知を行わなくても全製品の回収が可能な場合 ・食の安全安心と何ら関係のない理由による自主回収(品質上(安全面での品質を除く)の問題で回収する場合や在庫調整のための回収など)	・食品衛生法第11条の規定に違反するもの ・農薬取締法第11条の規定に違反するもの ・業法第83条の3の規定に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法に違反するもの ・その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	・食品衛生法に違反する場合 ・人の健康への悪影響が発生するおそれがある場合 (適用外) ・自社店内で製造した食品をその店頭で販売し回収する等、直接消費者に販売する場合 ・購入者が把握できる通信販売や宅配等、販売先が特定されて、かつ直ちに連絡できる場合 ・販売店に並ぶ前に回収を決定する等、消費者に販売されていない場合 など
公表場所	愛媛県のホームページ	大分県のホームページ	宮崎県のホームページ	鹿児島県のホームページ
公表内容	ア 着手報告書受理年月日 イ 報告者氏名及び住所 ウ 回収する食品等の商品名(名称) エ 回収する食品等特定する情報 オ 回収方法等 カ 回収理由 キ 想定される健康への影響	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 「自主回収着手報告書」の受理年月日 イ 「自主回収着手報告書」を提出した営業者の名称及び所在地 ウ 回収する食品等特定する情報(商品名、包装形態、期限表示及びロット等) エ 回収の理由 オ 想定される健康への影響 カ 返品(回収)方法 キ その他必要な情報	ア 着手報告書の受理年月日 イ 食品等の商品名等(名称、形態、容量、賞味(消費)期限、製造番号等) ウ 回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収の方法 キ 問い合わせ先
掲載期間	・自主回収着手報告書を受領後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受領後、掲載内容を削除。	・自主回収着手報告書を受けたときは、速やかに情報提供する。	必要に応じて掲載。 ・自主回収着手報告書を受領してから7日間(又は自主回収が終了するまで)を原則とする。 ただし、掲載期間以内に回収が終了しない場合等必要と認める場合は公表期間を延長することができる。	・自主回収着手報告書を保健所が受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所が受理した日から14日間掲載。
回収終了報告書の記載項目	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署、氏名、電話番号	1 回収する食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収する食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名 9 備考	1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/ivourei-suisinkeikaku/iishukaishuu.html	http://www.pref.oita.jp/site/suishin	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/content/fukushi/eisei/shokuhin_eisei/page00195.html	http://www.pref.kagoshima.jp/ae09/kenko-fukushi/vakui-eisei/syokuhin/iisuykaisyuu/syokuhintounoizisyukaisyuu/hokukuseido.html

	沖縄県	さいたま市	宇都宮市	前橋市
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	(食品等回収情報提供システム)
制度の趣旨	(沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例) 食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。	(さいたま市食品衛生法施行条例)	(宇都宮市食品安全条例の目的) 食品安全基本法、食品衛生法、その他法令で定めるもののほか、食品の安全の確保について必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護を図ることを目的とする。	健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等の回収情報について、市民に対し広く情報提供(公開)するとともに、自ら回収等の対応に取り組み事業者への側面支援として、市ホームページを活用した情報提供の場を創設することにより、当該食品等の早期回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的として運用する。
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)。その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・おもちゃ(食品衛生法第62条第1項)	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物	・食品(すべての飲食物。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・添加物(食品衛生法第4条第2項に規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項に規定) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項に規定)
特定事業者(誰に報告を求めるか)	食品関連事業者(食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者)	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。	事業者(食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者)かつ、本市の区域内で生産し、製造し、加工し、又は販売するもの	・製造者又は加工者(輸入品にあつては、輸入業者) ・表示上の販売者 ・当該食品の回収を主体となつて行う者
報告が義務づけられる回収事由	・安全性に問題がある食品 ・表示内容が不適切な食品 ・その他(食品関連事業者が定めた自主規格や自主基準を逸脱していることが判明したため、回収や廃棄の必要があると食品関連事業者が判断した食品)	・食品衛生法に違反する食品等に関する情報(自主検査等において、食品衛生法に適合しない事由が認められ、当該食品が流通している場合の自主回収情報など)	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (適用外) ・自主回収の対象となる食品等が宇都宮市内に流通していない場合 ・市民に販売されていないことが明らかなる場合 ・単発的にカビが生えたため陳列からははずす場合	・食品衛生法に違反もしくはそのおそれのある食品等を自主回収する場合(ただし、食品衛生法第19条第2項の規定に違反(表示基準違反)もしくはそのおそれがあることを理由とする自主回収の場合には、次に該当するときに限る。 ①アレルギー原因物質、アスバルテム(L-フェニルアラニン化合物)の表示が欠落した食品等。 ②賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示してしまつた食品等及び期限表示の欠落や印字不良の食品等。 ③保存基準の定められている食品等の保存方法の表示を本来の設定より高い温度で表示してしまつた食品等) ・健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合
公表場所	沖縄県のホームページ	さいたま市のホームページ	宇都宮市のホームページ	前橋市のホームページ
公表内容	ア 回収対象商品 イ 報告受理年月日 ウ 回収の理由 エ 回収対象商品の製造日、販売量、販売先など オ 回収状況(廃棄・返品数量) カ 報告者氏名及び所在地 キ 問合せ先(回収担当部署の連絡先)	ア 回収対象食品等の名称 イ 回収対象食品等を特定する情報(容器包装の形態、内容量、製造年月日、ロット番号等) ウ 製造所または販売者の名称(固有記号)、所在地 エ 消費期限・賞味期限 オ 販売先、販売年月日、販売数量 カ 回収を開始した年月日 キ 回収の理由、回収に至つた原因 ク 予想される健康への影響 ケ 回収方法(販売店及び消費者からの回収方法、回収した食品等の保管場所、処理方法、回収から処理までの予定日時、期間等) コ 一般消費者への周知方法 サ 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 シ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至つた原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 サ 備考 (※報告書への記載項目)	ア 回収製品(食品等)名 イ 製造者名、加工者名、輸入業者名、販売者名、包装形態、ロット等の当該食品等を特定できる情報 ウ 消費期限、賞味期限 エ 回収実施事業者名 オ 問い合わせ先 カ 回収開始年月日 キ 回収理由 ク 扱収方法 ケ 健康面への影響(原則として、市内対象業者が行う回収に係る情報に限る) コ 管轄自治体名 サ 情報掲載年月日 シ その他、必要な情報
掲載期間	・県民に対し、周知する必要があるときは、公表する。		・当該自主回収に係る食品等により、人の健康が損なわれ、又は消費者の信頼が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、その旨を告示する。	事業者の意思に基づき掲載。 原則として、回収開始日から3か月間。 ただし、 ①賞味期限から1か月経過したもの ②消費期限から1週間を経過したもの ③食品等の回収終了が確認されたものについては、3か月を待たずに削除できる。
回収終了報告書の記載項目	1 回収対象食品等の名称 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収の理由 5 回収に至つた原因 6 再発防止のために講じた措置 7 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 8 処分等を行う予定時期 9 回収報告の担当者、所属部署、連絡先 10 備考	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至つた原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至つた原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至つた原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者、担当者氏名及び電話番号
回収終了後の措置				
出典	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seikatsuseisei/syokuhin_nvuniku/syokuhinseisei_anzen_top.html	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1217827506935/index.html	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/eisei/12125/008273.html	http://www.city.mabashi.gunma.jp/kuurashi/42/141/393/p003950.html

【参考資料6】 第24回消費者安全専門調査会における質問事項について
 (第25回消費者安全専門調査会 配布資料(抜粋))

平成25年7月
 消費者委員会事務局

番号	委員等からの質問・宿題内容	委員名	回答	参考資料
流通事業者へのヒアリング時				
1	社告を出してからの、フリーダイヤルの届け出件数や、何%ぐらい回収されたのか(回収率)が知りたい。	中嶋委員	社告事例で掲載した、「落花生アレルギ成分検出」、「ウーロン茶から残留農薬検出」についての回収率とお客様からの入電件数を下表に示す。	-
2	社告を出した後のお客様からのリアクションはどのくらいあったのか。	中村(均)委員	-	-

<商品回収の実績と詳細>

内容	品名	回収対象数	回収数	回収率	告知方法
アレルゲン(落花生)コンタミ	チョコレートクーキ	4個入り	379,844	23.3%	①店舗 ②ホームページ ③新聞社告 ④記者クラブ情報提供 ⑤アレルギ-NPO
	チョコレートクーキ	12個入り	968,000	19.5%	
	計	2,596,400	568,792	21.9%	

チョコレートクーキ入電	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	合計
木		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	157	38	23	0	23	33	20	9	7	4	1	1	2	1	319

店舗告知・アレルギ-NPO告知
 社告・ホームページ
 新聞報道

*回収数には店舗在庫の回収数を含みます

内容	品名	回収対象数	回収数	回収率	告知方法
残留農薬検出(製品より)	烏龍茶ティーバッグ	200g	1,119,180	2.1%	①店舗 ②ホームページ ③新聞社告
	烏龍茶黒ティーバッグ	100g	391,548	2.8%	
	計	1,510,728	34,437	2.3%	

烏龍茶入電	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日	1月4日	合計
土		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	5	3	11	32	161	108	35	45	1	14	4	4	10	7	460

店舗告知
 ホームページ・社告

*回収数には店舗在庫の回収数を含みます

【参考資料 8】 消費者安全専門調査会 審議経過

平成 25 年 8 月 22 日

消費者委員会事務局

開催回	開催日時	議題
第 22 回	平成 25 年 5 月 13 日（月） 15:30～18:15	消費者安全専門調査会の今後の進め方について 食品リコールの現状について ヒアリング先：消費者庁食品表示課 厚生労働省食品安全部監視安全課 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
第 23 回	平成 25 年 6 月 20 日（木） 13:30～15:30	消費者安全専門調査会の今後の進め方について 食品リコールの現状について ヒアリング先：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コン サルタント協会 群馬県健康福祉部食品安全局
第 24 回	平成 25 年 7 月 12 日（金） 15:30～18:00	前回までのヒアリング内容の整理 食品リコールの現状について ヒアリング先：イオン株式会社 消費者庁消費者安全課 取りまとめの方向性について意見交換
第 25 回	平成 25 年 7 月 29 日（月） 13:30～15:30	前回までのヒアリング内容の整理 食品リコールの現状について ヒアリング先：農林水産省 消費・安全局表示・規格課 食品事業者団体へのヒアリング結果報告 取りまとめの方向性について意見交換
第 26 回	平成 25 年 8 月 22 日（木） 13:30～16:00	前回までのヒアリング内容の整理 取りまとめ案について
	平成 25 年 8 月 27 日（火） 16:00～	消費者委員会への報告

【参考資料9】消費者安全専門調査会 委員名簿

消費者安全専門調査会 委員名簿

(敬称略、50音順)

1. 専門委員

	内堀 伸健	日本生活協同組合連合会執行役員品質保証本部長
	片山 登志子	特定非営利活動法人消費者ネット関西専務理事
	齋藤 憲道	同志社大学法学部教授
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	佐竹 愛子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会 消費者相談室副室長
	田澤 とみ恵	社団法人全国消費生活相談員協会参与
	鶴岡 憲一	元読売新聞東京本社編集委員
(座長代理)	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	中嶋 洋介	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
	中村 晶子	弁護士
	中村 均	TOTO株式会社顧問
(座長)	松岡 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻客員教授
	横矢 真理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長

2. 臨時委員

	澁谷 いづみ	豊川保健所長
	戸部 依子	公益社団法人日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント 協会 食生活特別委員会委員長

3. 消費者委員会担当委員

	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

以上 17名

